

# 余市町 建築物省エネ法に基づく認定申請手数料一覧

(平成 28 年 4 月施行)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下、「法」という。)に定める「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定」及び「建築物のエネルギー消費性能基準適合の認定」の申請手数料は、次のとおりとなります。

## 1. 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

区 分		戸数・面積	法第29条第1項 認定申請手数料	法第31条第1項 変更認定申請手数料
			適合証を活用	適合証を活用
住 宅	戸建住宅	1戸	5,600円	5,600円
		2戸～4戸	10,000円	10,000円
	共同住宅	5戸以上	22,000円	22,000円
共同住宅の共用部分		300㎡以内	10,000円	10,000円
非 住 宅	標準入力法・ 主要室入力法	300㎡以内	10,000円	10,000円
		300㎡超	29,000円	29,000円
	モデル建物法	300㎡以内	10,000円	10,000円
		300㎡超	29,000円	29,000円

工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更	1件	910円
----------------------	----	------

- ※ 共同住宅を一の建築物として認定申請する場合は、住宅部分と共同住宅の共用部分の合計金額となります。
- ※ 住宅(長屋含む)と非住宅の用途を含むものを一の建築物として認定申請する場合は、それぞれの合計金額となります。
- ※ 余市町は限定特定行政庁ですので、200㎡を超える「共同住宅」は認定対象外となります。

## 2. 建築物エネルギー消費性能基準適合の認定申請手数料

区 分			戸数・面積	法第36条第1項 認定申請手数料
				適合証を活用
住 宅	戸建住宅	性能基準	1戸	5,600円
		仕様基準	1戸	5,600円
	共同住宅	性能基準	300㎡以内	10,000円
			300㎡超	22,000円
		仕様基準	300㎡以内	10,000円
300㎡超	22,000円			
非 住 宅	標準入力法・主要室入力法	300㎡以内	10,000円	
		300㎡超	29,000円	
	モデル建物法	300㎡以内	10,000円	
		300㎡超	29,000円	

- ※ 住宅(長屋含む)と非住宅の用途を含むものを一の建築物として認定申請する場合は、それぞれの合計金額となります。
- ※ 余市町は限定特定行政庁ですので、200㎡を超える「共同住宅」は認定対象外となります。

## 3. 法第30条第2項に係る申し出をする場合

上記手数料のほか、建築基準法に定める建築確認申請等に要する手数料の額を加算します。